

平成29年度補正 ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金の福岡県 における採択状況について

1. はじめに

日本経済再生に向けた緊急経済対策の一環として、平成24年度からスタートした「ものづくり補助金」(通称)事業は、今年度で6年目になります。

平成24年度補正～26年度補正の3年間は、緊急経済対策「ものづくり基金」で実施・運営され、平成27年度補正及び28年度補正ものづくり補助金については「補助金事業」として実施・運営されており、平成29年度補正ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金(以下、「ものづくり補助金」)は、国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部を支援することを目的として実施され、平成31年2月末をもって完了となっております。

運営・実施等に関しては、全国中小企業団体中央会(以下、「全国中央会」)が全国の取りま

とめ機関となり実施され、福岡県では福岡県中小企業団体中央会が、平成24年度から継続して福岡県地域事務局として、ものづくり補助金に関する支援を行っております。

以下に、福岡県において国(中小企業庁)や全国中央会の方針に沿って実施した、平成29年度補正ものづくり補助金の採択事業者状況(結果、ただし1次公募のみ)についてお知らせします。

2. 平成29年度補正ものづくり補助金の内容

ものづくり補助金の、事業類型と補助金額等の内容を表-1及び表-2に示します。

特徴としては、企業間データ活用型が新たに事業類型に追加されたこと(※1)、表-2に記載されている一定の要件を満たす場合のみ補助率アップとなること(※2)、特定非営利活動法人の申請が可能となったこと(※3:二次公募のみ)、複数の中小企業者等が連携体として申請を行うことが可能となったこと(※4:二次公募のみ)、生産性向上に資する専門家の活用が

表-1 平成29年度補正ものづくり補助金の内容①

事業類型	補助額		補助率	
	上限	下限	補助対象経費の2/3以内	補助対象経費の1/2以内
企業間データ活用型	1,000万円 (注1)(注2)	100万円	すべての事業者に適用	
一般型	1,000万円 (注1)	100万円	(注3)の一定要件を満たす者	その他の者
小規模型	500万円 (注1)	100万円	(注4)の一定要件を満たす者	その他の者

(注1) 生産性向上に資する専門家の活用をする場合は補助上限額に30万円の増額が可能。

(注2) 企業間データ活用型における連携体は幹事企業を含めて10者まで。さらに1者あたり200万円に連携体参加者数を乗じて算出した額を連携体内に配分が可能。

(注3) 一般型では、下記の表のいずれかに該当した場合に、補助率を補助対象経費の2/3以内とすることが可能。

共同申請の場合は、連携体中のいずれか1事業者が補助率アップの要件に該当していれば、他の事業者についても補助率アップが可能。

(注4) 小規模企業者、小規模事業者または常時使用する従業員が20人以下の特定非営利活動法人であること。

共同申請の場合は、連携体中のすべての事業者が補助率アップの要件に該当している場合のみ、補助率アップが可能。

表-2 平成29年度補正ものづくり補助金の内容②

対象	要件	補助率2/3以内の要件	応募申請要件
一定の要件を満たす 先端設備等導入計画の 認定取得事業者		地方自治体が生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)に基づき、固定資産税ゼロの特例を措置すること(①条例の制定、②導入促進基本計画の策定)。さらに、③当該地方自治体において当該特例の対象であり、補助事業を実施する事業者が「先端設備等導入計画」の認定を取得すること	地方自治体が固定資産税特例措置の実施と税率をゼロとする意向を公表した場合
一定の要件を満たす 経営革新計画の承認取 得事業者		3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%に加え、「従業員一人当たり付加価値額」(＝「労働生産性」)年率3%を向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、平成29年12月22日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けること	平成29年12月22日の閣議決定以降に、経営革新計画の新規申請をしていること *応募申請時に承認申請書(別表を含む)の写しを添付すること

注1. いずれの事業類型も「革新的サービス」又は「ものづくり技術」のどちらかに応募可能(組合関連は要確認)。

注2. 「企業間データ活用型」及び「一般型」において、「機械装置費」以外の経費については、総額で500万円(税抜き)までを補助上限額とします。

ある場合は、補助上限額に30万円の増額が可能(連携体の場合は全体で30万円までの増額とする。)、以上が挙げられます。

(※1 企業間データ活用型について)

複数の中小企業者等が、事業者間でデータ・情報を活用(共有・共用)し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援します。

例えば、複数の事業者がデータ等を共有・活用して、受発注、生産管理等を行って連携体が共同して新たな製品を製造し、地域を越えた柔軟な供給網の確立等により、連携体が共同して新たなサービス提供を行う取組みなどが該当します。

(※2 一定の要件を満たす場合のみ補助率アップについて)

①先端設備等導入計画の認定取得の場合

生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)に基づき、固定資産税の特例率をゼロの措置をした市区町村において、補助事業を実施する事業者が「先端設備等導入計画」の認定を取得した場合は、補助率は2/3以内となります。

②経営革新計画の認定取得の場合

3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%に加え、「従業員一人当たりの付加価値額」(＝「労働生産性」)年率3%を向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、平成29年12月22日の閣議決定

後に新たに申請し承認を受けた場合の補助率は2/3以内となります。

(※3 特定非営利活動法人が申請する場合について)

ものづくり補助金にて記載されている補助要件等に加えて、次に掲げる形態①、②に応じた要件を満たすこととします。

①特定非営利活動法人単体で申請を行う場合

法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34業種)を行う法人であり、かつ認定特定非営利活動法人でないこと。また、本事業に係る「経営力向上計画」の認定を受けていること

②特定非営利活動法人が中小企業者との連携体として申請を行う場合

- ・連携体の半数以上が中小企業者によって構成され、全体の補助金総額の2/3以上は中小企業者に充てること。
- ・特定非営利活動法人に対する補助金額が、連携体を構成する法人の中の最高額とはならないこと。

(※4 複数の中小企業者等が連携体として申請を行う場合について)

複数の中小企業者等が連携体として申請を行う場合、一般型と小規模型において補助上限額が違います。補助上限額は、

- 一般型…1,000万円(連携体全体での額)
 - 小規模型…500万円(同上)
- 以上のとおりです。

3. 福岡県の公募と採択事業者数

福岡県地域事務局では平成29年度補正ものづくり補助金の公募を、平成30年2月28日から9月18日の間（一部被災地域を除く）、計2回実施しました。表-3に公募回数、公募期間及び採択結果を示します。

表-3 公募回数、公募期間及び採択結果

要件対象	公募期間	福岡県採択件数	全国採択件数
1次公募	H30.2.28~30.4.27	297件 (299事業者)	9,443件 (9,518事業者)
2次公募	H30.8.3~30.9.18	-	-

※2次公募については10月19日時点で採択発表されていないため記載なし。

記事作成時点（平成30年10月19日時点）では2次公募採択結果の発表は行われておりません。

4. 採択事業者の地域別件数

平成29年度1次公募採択事業者を4地域に区分し、地域ごとの採択件数及び事業類型でのものづくり技術、革新的サービスとその構成型である企業間データ活用型、一般型、小規模型における投資形態の状況（結果）を表に、採択事業者の各種状況（結果）を表-4に示します。

(1)採択事業者の地域分布

福岡県内を、福岡、北九州、筑後、筑豊の4地

表-4 採択事業者の地域別件数及び事業類型当件数の結果

事業類型	革新的サービス					ものづくり技術					合計
	企業間データ活用型	一般型	小規模型		計	企業間データ活用型	一般型	小規模型		計	
投資形態	設備投資	設備投資	設備投資のみ	試作開発等		%	設備投資	設備投資	設備投資のみ		試作開発等
地域											
福岡	0	13	9	0	22 39.3%	1	47	13	2	63 26.1%	85 28.6%
北九州	0	9	3	1	13 23.2%	1	50	3	1	55 22.8%	68 22.9%
筑後	0	7	3	1	11 19.6%	0	68	10	1	79 32.8%	90 30.3%
筑豊	0	5	4	1	10 17.9%	0	35	8	1	44 18.3%	54 18.2%
合計	0	34	19	3	56	2	200	34	5	241	297
%	0%	60.7%	33.9%	5.4%	100%	0.8%	83.0%	14.1%	2.1%	100%	100%

図-1 採択事業者の地域別分布

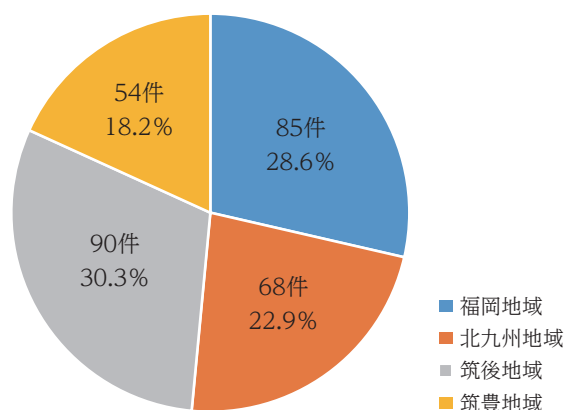


図-2 採択事業者の事業類型比率

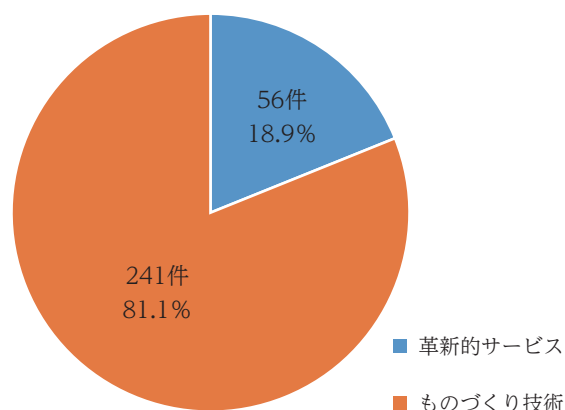
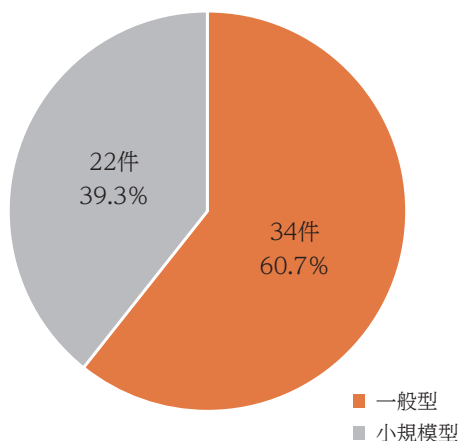


図-3 革新的サービスを活用した事業者が用いた構成型の比率



域に区分した場合の、採択事業者の地域別分布図を(図-1)に示します。

筑後地域が30.3% (90件)と最も多く、次いで福岡地域が28.6% (85件)、北九州地域が22.9% (68件)、筑豊地域が18.2% (54件)となっております。

平成27年度補正の採択件数順は、福岡、筑後、北九州、筑豊となっております、平成29年度補正1次公募の地域別採択企業数では福岡地域と筑後地域が入れ替わっております。

(2)採択事業者が活用した事業類型

採択事業者が活用した事業類型を図-2に示します。

ものづくり技術が81.1% (241件)、革新的サービスが18.9% (56件)となっており、ものづくり技術を活用した採択事業者が圧倒的に多く、平成27年度補正とほぼ同様(ものづくり技術 83.5%、革新的サービス 16.5%)の比率となっております。

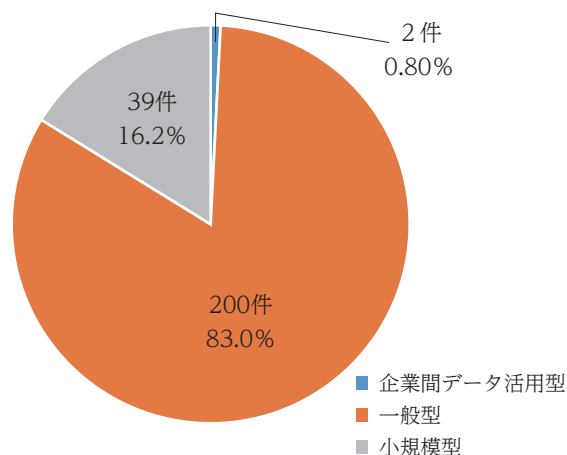
(3)革新的サービスを活用した事業者が用いた構成型

革新的サービスを活用した事業者が用いた構成型の比率を図-3に示します。

革新的サービスにおける構成型として、一般型が60.7% (34件)と多く活用されており、それ以外は全て小規模型39.3% (22件)となっております。

(4)ものづくり技術を活用した事業者が用いた構成型

図-4 ものづくり技術を活用した事業者が用いた構成型の比率



成型

ものづくり技術を活用した事業者が用いた構成型の比率を図-4に示します。

一般型が83.0%と圧倒的に多く、革新的サービスの状況と比較してもその差は20ポイント以上もの開きがあります。よって、小規模型は16.2%にとどまっております。

また、平成29年度補正より企業間データ活用型による共同申請が可能となりましたが、複数企業による連携体でのデータ活用による事業計画申請は先例もないことから、ものづくり技術において2件の採択にとどまっております。

5. 革新的サービスを選択の採択事業者が活用した生産性向上のための手法(複数選択)

中小サービス事業者の経営課題を解決する際の具体的手法として、「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」が策定(平成27年2月4日)されました。当該生産性向上のためのガイドラインを、採択事業者が生産性向上のために用いた具体的手法(複数選択)を表-5、図-5に示します。

図-5から生産性向上のために用いる具体的手法として、付加価値の向上が80.6% (200件)、効率の向上は19.4% (48件)であり、付加価値の向上が圧倒的に多く、また、平成27年度補正と比較してもその傾向は変わっていません。

表-5から付加価値の向上における具体的手法では、顧客満足度の向上、独自性・独創性の

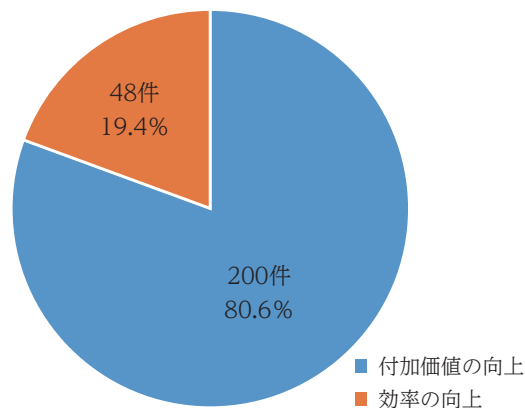
表－5 革新的サービスを選択の採択事業者が活用した生産性向上のための手法(複数選択)

手法	具体的手法	件数	
生産性向上	付加価値の向上	新規顧客層への展開	38
		商圏の拡大	24
		独自性・独創性の発揮	34
		ブランド力の強化	22
		顧客満足度の向上	42
		価値や品質の見える化	19
		機能分化・連携	7
		IT利活用Ⅰ)	14
		計	200
		効率の向上	効率の向上
IT利活用Ⅱ)	18		
計	48		
合計		248	

表－6 ものづくり技術を選択の採択事業者が活用した基盤技術(複数選択)について(複数選択)

	特定ものづくり基盤技術	件数
1	デザイン開発に係る技術	24
2	情報処理に係る技術	26
3	精密加工に係る技術	123
4	製造環境に係る技術	51
5	接合・実装に係る技術	7
6	立体造形に係る技術	15
7	表面処理に係る技術	11
8	機械制御に係る技術	33
9	複合・新機能材料に係る技術	1
10	材料製造プロセスに係る技術	13
11	バイオに係る技術	7
12	測定計測に係る技術	24
合計		335

図－5 生産性向上において活用した付加価値及び効率の向上比率



発揮、新規顧客層への展開が上位を占めており、こちらも平成27年度補正と同様の傾向となっております。

効率の向上では、サービス提供プロセスの改善がIT利活用より多く活用されており、これも平成27年度補正と同様の傾向です。

6. ものづくり基盤技術を選択の採択事業者が活用した基盤技術(複数選択)

我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出に、特に資する技術として「特定も

のづくり基盤技術」12分野が指定(経済産業大臣：平成27年2月9日)されました。

当該ものづくり基盤技術を活用した採択事業者が用いた技術(複数選択)の結果を表－6に示します。

最も多く選択された基盤技術は、「精密加工」、次いで「製造環境」、「機械制御」の順となっております。

革新的サービスと同様に平成27年度補正と同じ傾向となっております。

7. 事業化の状況(事業の成果)について

ものづくり補助金事業は、平成24年度補正から始まりました。本事業の採択事業者は補助事業終了後5年間、事業化状況・知的財産等に関する報告書の提出(システム入力)義務が課されております。表－7に補助金採択年度と提出期限の関係を示します。

報告書の提出(システム入力)は、平成24年度採択事業者が、1回目平成27年4月1日から6月30日、以降毎年4月1日から6月30日までの期間に、計5回行うこととなっております。

平成24年度から平成27年度の事業の成果に

表-7 事業化状況・知的財産権等の提出に基づく事業化状況

実施年度	事業化報告対象件数	平成30年6月30日 (%)		備考
		事業化有り	事業化無し	
平成24年度	247	事業化有り	88 (35.6)	※注記1 左記の数値は現状（平成30年10月）における直近報告分のみを記載しております。 ※注記2 平成28年度分は、採択件数を記載しております。 ※注記3 事業化報告対象件数と事業化有りと事業化無しの合計差異は、事業化報告未報告及び倒産・廃業・事業承継等報告を要しなくなった件数が含まれるためです。
		事業化無し	144 (58.3)	
平成25年度	378	事業化有り	202 (53.4)	
		事業化無し	163 (43.1)	
平成26年度	421	事業化有り	256 (60.8)	
		事業化無し	150 (35.6)	
平成27年度	353	事業化有り	264 (74.8)	
		事業化無し	88 (24.9)	
小計	1,399	事業化有り	810 (57.9)	
		事業化無し	545 (39.0)	
平成28年度	232	提出は、平成31年4月1日から平成31年6月30日まで（第1回目）		
合計	1,631	平成24年度～平成28年度の事業実施件数及び採択件数の合計		

については、事業化有りが57.9%となっておりますが、平成24年度は35.6%、平成25年度は53.4%と4事業年度平均を下回っております。これは、両事業年度の事業類型が、試作開発・試作開発+設備投資・設備投資のみ、以上の3分野に分かれており、このうちの2分野（試作開発・試作開発+設備投資）については、設備投資のみと比較して研究開発の要素が多く、事業化まで長期間を要するためだと考えられます。

また、事業化段階を上げていくためのフォローアップ事業として、平成26年度及び27年度において事業化報告をされた事業者の中から成果が認められた20件を選定し、成果事例集を作成して採択事業者及び関係機関等に配布し、事業成果の普及等に努めています。

さらに、成果事例を発表して新たな販路開拓を支援するため、平成30年度では以下に記載するフェアへの出展支援を現在行っております。

- ・第86回東京インターナショナルギフトショー
〈15社支援〉
(平成30年9月4日～7日
於：東京ビッグサイト)
- ・ものづくりフェア2018福岡〈14社支援〉
(平成30年10月17日～19日
於：マリンメッセ福岡)

8. おわりに

ものづくり補助金は平成24年度補正から始まり、平成29年度補正で6年目となります。平成29年度補正事業については、来年の平成31年2月末をもって完了となります。このため、採択事業者が取り組む、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための事業について当初の目的が達成できますように、福岡県地域事務局とものづくり支援サポートセンターが連携し、誠意をもって各種支援を行ってまいります。このことが、本事業の目的であります地域経済の活性化、産業の振興及び雇用の増進等に大いに貢献できるものだと確信いたします。

参考文献

- ・福岡県中小企業団体中央会 NEWSふくおか2016 12月号 P.2～7「平成27年度補正ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金の福岡県における採択事業者状況について」